

国立大学法人弘前大学における競争的研究費から研究代表者等の人事費支出に
より確保された財源の活用に関する基本方針

(令和3年9月17日 学長裁定)

国立大学法人弘前大学(以下「本学」という。)は、「競争的研究費の直接経費から研究代表者(PI)の人事費の支出について」(令和2年10月9日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、本学に所属するPIが競争的研究費の直接経費から自らの人事費を支出することにより確保された財源を、PIの研究パフォーマンス向上や本学の研究力向上に活用するため、競争的研究費から研究代表者等の人事費支出により確保された財源の活用に関する基本方針を以下のとおり定める。

1. 目標

本学は、学問分野の多様性を高めるために必要な研究環境の整備を推進し、研究力強化を図るために、PIの人事費から拠出された財源を研究力強化に活用する仕組みとして、弘前大学研究代表者等人事費支出制度を設けて、これを活用する。

2. 目標を達成するための施策

拠出された財源については、下記の施策を実行するために活用するものとする。

- (1)研究代表者等の研究力強化を図るためのインセンティブ付与
- (2)本学の特性を踏まえた研究を支援するための研究資金配分
- (3)多様かつ継続的な研究を支えるための研究環境の整備

3. 活用にあたっての留意事項

- (1)直接経費の使途は、研究費を獲得した研究者が、自らの責任において研究の着実な遂行のために判断するものであり、本学は直接的・間接的に本制度への拠出を強制はしない。
- (2)本制度の活用にあたっては、上記の目標の達成のために人事給与マネジメントの改善等を含む組織改革と一体的に実施する。
- (3)本制度については、全学的な活用・実施状況を踏まえつつ、必要に応じて見直しを行う。